

# 議会で可決、市民の願い 西東京社保協

3月市議会で「学校給食の無償化を求める決議」が、自民、公明、立憲民主、共産など25名の賛成多数（定数28）で可決されました。

昨年、非課税世帯等の大学生や大学院生、浪人生などを対象に1人5万円を支給した西東京市独自の給付金を再度支給して欲しいと学生から出された陳情「西東京市学生等応援特別給付金を求める陳情」が全会一致で可決されました。

市は物価高騰を考慮し、2024年度も国民健康保険料の引き上げを見送りました。これで国保料は、4年連続の据え置きとなりました。

<西東京社保協ニュース No. 239より>

# 第28回総会開催 葛飾社保協



3月24日、第28回総会を東京土建葛飾支部会館で16団体25名の参加で開催しました。

開業医でもある拝殿会長は、保険証を廃止してマイナンバーカードの取得を事実上強制する保険証に変えることで、廃業に追い込まれる先生もいると話されました。

情勢報告も兼ねた東京社保協の窪田事務局長は、生存権裁判で政府の裁量権逸脱が指摘されて勝利判決が相次いでいる状況を報告、更に勝利判決を勝ち取れば情勢を変えるものとなり、早期の政治決着もありうると、東京での裁判へ傍聴など支援が呼びかけられました。高齢者の医療費負担増や介護保険の保険料値上げ、利用料の2倍化問題など、社会保障の大変な事態も指摘がありました。

木村区議からは、区政が区民のいのちと暮らしを守るものになっていないと、国保料の値上げ、小中学校の統廃合、学校プールの廃止、庁舎移転問題などについて報告しました。

吉野事務局長は、コロナ禍で活動が制限される中、諸団体と協力して運動をすすめ、区への要望書や区議会への国保料の値上げをするな請願書の提出、コ

ロナに負けない！生活支援・相談プロジェクトの取り組みの報告されました。

新年度の方針では、コロナへの対応強化、医療・介護費負担増反対や消費税引き下げなど諸課題について、引き続き地域の諸団体と共同して活動を展開していくことを提案しました。

<葛飾保協ニュース No. 48より>

# 「4の日」宣伝行動



軍事費の拡大よりも社会保障の充実を、介護保険制度の充実を、保険証の廃止反対、マイナカードの強制するな、などの要求を掲げ、巣鴨駅前での定例宣伝行動を4月14日に行いました。33人が参加し、チラシ入りティッシュを約1,000個配布し、6種類55筆の署名が寄せられました。

# 「4の日」宣伝行動

5月14日(日)巣鴨駅前  
6月14日(水)12~13時  
国会最終盤の署名提出行動日について  
詳細は東京社保協事務局へお問合せください

5月17日(水)13時半 大軍拡・大増税NO!  
18日(木)12時 保険証廃止の中止  
22日(月)11時半 介護保険制度の改善  
24日(水)12時 子ども医療費

# 第53回東京社保協総会

—加盟団体からは必ず参加下さい—

日時 5月13日(土)10~16時  
会場 けんせつプラザ東京5階&Web 参加申込

講師 寺尾正之さん  
公益財団法人 日本医療総合研究所  
来年度の医療・介護・福祉  
いっせい改定に向けての運動

学習講演 講師 末延渥史さん  
都政問題研究家  
東京都政の現状と改革の展望



# 東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10  
東京労働会館6F

TEL: 03-5395-3165 FAX: 03-3946-6823  
東京社保協 検索

# 今こそ生活保護を当たり前の権利に！ 院内集会~いのちのとりで裁判の成果と課題~



4月17日、衆議院第一議員会館の大会議室で院内集会が開催され、会場に190人、オンライン申込で600人以上が、IWJのライブ配信で170人以上の視聴があり、延べ1,000人以上が参加する集会となりました。

冒頭、いのちのとりで裁判の現状と課題について、事務局長の小久保哲郎弁護士は基調報告で、大阪高裁が原告逆転敗訴とした問題について、国側の主張を丸のみして厚労大臣に「それなりの合理性」という薄弱な根拠で極めて広範な裁量を認めたこと、原告らの生活実態を理解したふりをしながら「生活環境の悪化による苦痛は、リーマンショック後の経済状況の悪化の中で…国民の多くが感じた苦痛と同質のもの」と「みんな苦しいんだから我慢しろ」という、ナショナルミニマムとしての生活保護基準の意義を理解しない冷酷かつ感情的な判断したと、要点を分かりやすく説明しました。

続いて各地の原告からの発言があり、大阪の新垣さんは、「黙ってへんで、大阪は！」と会場を沸かせました。北海道、神奈川、静岡、青森、和歌山、京都などの原告の方々がオンラインも含めて次々と裁判にかかる思いと、苦しい生活の実情を訴えました。初の地裁判決で敗訴となった愛知からは、7月14日の高裁結審を前にしている安藤さんが「私たちの生活の実態を見てほしい」と力強く訴えました。

統一地方選の真ただ中にもかかわらず、日本共産党の宮本徹議員、れいわ新選組の木村英子議員、天島大輔議員から連帯の挨拶があり、13名の国会議員からメッセージが届けられました。

特に木村議員は、ご自身が議員になる前に生活保護を利用して地域で自立した生活を送っていた頃に

感じた理不尽な思いを語り、ひときわ大きな拍手を浴びていました。また、各党の議員秘書の方も数多く参加されました。

集会は、共同代表のリレートークとして、稲葉剛さん（つくろい東京ファンド）、雨宮処凛さん（作家）などのスピーチのあと、尾藤廣喜弁護士が行動提起し、「これから1年かけて全国各地で集会やその他の運動を展開していけば、さらに裁判所や社会を変えていくことができる」と提案し、藤井克徳さん（JD代表）が閉会のあいさつをしました。

集会終了後、代表団約20名が、日弁連会館内で厚労省職員らに要請書を手渡し、物価高の中、原告の高齢化や生活実態を踏まえて早期解決を求めて交渉しましたが、いつものように暖簾に腕押しに対応で参加者の怒りを買っていました。同時に、厚労省前では宣伝カーで各地からの参加者によるスピーチとスタンディングで早期決着を求めました。さらに、厚生労働記者会での記者会見も行いました。

4月14日の大阪高裁判決は、この間地裁で勝訴判決が続き、判断の潮目が完全に変わってきている中で、想定外の逆転敗訴でしたが、主張立証レベルでは原告側が国側を圧倒しており、原告も弁護団も意気軒昂です。

全国各地から集まった原告が、実名顔出しで壇上に居並び、自分自身の言葉で力強く語る姿を見て、この運動が間違いなく大きく前進していることを改めて確信しました。

東京地裁での裁判も秋頃結審、来年3月までには判決が出される予定で、大詰めを迎えます。現政権の下の司法において、社会保障制度の根幹部分で勝利を勝ち取るには、大きな世論と運動が必要です。その意義に照らしても、もう一回り大きく、多くのみなさんのご支援とご協力をお願い致します。

# 生存権裁判東京次回口頭弁論 7月21日(金) 東京地裁

午後0時30分~1時00分 地裁前宣伝  
午後1時30分~ 傍聴103号法廷  
午後5時30分~7時00分 報告集会  
衆議院第2議員会館 多目的会議室  
傍聴と署名の取り組みを強化してください

# 保険証廃止法案は撤回を！ マイナンバー制度反対連絡会・中央社保協・保団連



保険証を廃止し、任意であるはずのマイナカードの取得義務化し、マイナカード保険証機能を紐づけようとする一括法案が国会に上程され、衆議院で審議が開始されました。

保険証廃止に反対し、法案撤回を求める緊急集会が4月19日に国会前で開催され、約100人が参加し、抗議の声を上げました。集会で、マイナンバー制度反対連絡会の原事務局長は、国民の大きな反対の声があるなか、政府は強引に、「異例のスピードでの採択」を狙っている。マイナカードの取得は法律上は任意としながらも、事実上の強制であり、「人権侵害」と述べるとともに、マイナカードを国民に持たせたいがために、「国民の命綱」である国民健康保険証を奪い、国民皆保険制度の根幹を壊すことを強く批判しました。

自由法曹団の永田弁護士は、法案は個人情報の収集や利用を限定なく拡大するものであり、国際基準からも大きく立ち遅れ、「自己情報コントロール権、プライバシー権」の確立が必要であり、「憲法違反の法案に反対します」とあいさつしました。

今回のマイナンバー法改正などの一括法案は、保険証廃止の影響や情報漏洩など、人権に関わる重要法案をわずか13時間の審議で、強行採決するというのです。保険証をすべての国民に発行することは国民皆保険度の前提であり国の義務です。保険証を廃止し、義務から申請主義に変えることは、国民の「医療を受ける権利」を保障する国民皆保険制度の根幹を壊す行為であり、国の責任放棄です。

## 4月25日特別委員会で採決を強行

採決が予想される25日、国会議員会館前に9時からの緊急の座り込み集会と12時からの抗議集会に100名が参加しました。特別委員会で政府側は、マイナンバーカードに保険証を紐づけることのメリッ



トを説明しますが、国民が疑問に思うデメリットや乳幼児や高齢者、障がい者などの取得困難な人に対する配慮についての質問には一切応えず、立憲民主党と日本共産党が反対するなか、自民・公明・国民民主・日本維新の会などの賛成多数で採決され、参議院へ送付されました。舞台は参議院に移りますが、廃案めざし最後まで奮闘しましょう。

## 介護保険制度の見直し、処遇改善に関する厚生労働省懇談 中央社保協・全日本民医連・東京医労連・新婦人

3月29日、参議院会館にて、介護保険制度の見直し、処遇改善等に関する厚労省との懇談を実施しました。オンラインでも配信し、会場と合わせて20名以上の参加となりました。



中央社保協は、加藤勝信厚生労働大臣宛てに「介護保険制度の見直しに関する要望書」を提出しました。その項目は、①現在公費により行われている低所得者への保険料軽減割合拡大について後退させないこと。②住民税課税者の保険料割合について、合計所得320万円未満については現行より引き上げないこと。③公費投入により、基準額を引下げ介護保険料全体の軽減をすること。とくに低所得者軽減については第1段階(年金収入等80万円以下)については当面0.1以下に引き下げるなど負担軽減を強化すること。④介護保険サービスの利用者負担の「2割負担」の対象拡大を中止すること。⑤保険からはずされた食費や部屋代などの自己負担増を軽減すること。⑥介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院の多床室(相部屋)室料負担を新設しないこと。⑦すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと、です。要望書に対する厚労省の回答としては、昨年12月20日付で取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」に沿って、引き続き検討していくというものでした。

## 東京高裁(差し戻し審)で勝利をめざすつどい 外科医師を守る会

4月14日、外科医師を守る会は「東京高裁(差し戻し審)で勝利をめざすつどい」を北千住会場と

オンライン併用で開催し、約90名が参加しました。最高裁で差し戻し判決が出されて約1年。公判が開かれていない中、外科医師の主任弁護人である高野弁護士が裁判支援のお礼を述べるとともに「改めて事件を振り返りましょう」とこの間の裁判経過を辿りました。

検察から物的証拠として出されているのはDNA検査時の鉛筆書きで消した跡が何カ所もあるワークシートだけで、写真やDNA量を裏付ける検査基準線もない。証言でもそうした科捜研の非科学的やり方が初めて表沙汰になった。満床の多床室で物理的にもあり得ない行為、医師としての動機もないことで、1審は無罪になった。2審有罪判決は非科学的証言を採用して有罪としたが、最高裁はこれを否定し、検査の疑問点を解明しろと差し戻した。しかし、検察は裁判争点になっているのに検体を捨ててしまい「再検証は不可能」となり、自ら科学を否定している。なぜそこで無罪とならないのか？司法で科学の常識が通ることを願っているし、最後まで諦めないと言いました。高裁の現状についても、現在は非公開の会議が続いており、公判日程は未定。検察は、



DNAに関すること以外に、「せん妄」についても主張している。弁護団は、一審以上に精緻な実験や検証をしようとしていると報告しました。

外科医師を守る会呼びかけ人である救急現場の医師が、現場で「せん妄」が実にたくさんあると紹介し、それで有罪とされるなら国民の命や健康へ影響が及ぶと訴えました。外科医師のお母様も「私は絶対に諦めません」と力強い訴え、万雷の拍手が起りました。会から①署名、②実験のためのカンパ、③リーフの活用、④会への入会、⑤事件を訴える機会提供の行動提起がありました。引き続き、更なるご支援ご協力をお願いします。

# 各地域・団体の取り組み

## なんでも相談会を開催 板橋社保協

2月24日、13時より大山公園三角地とグリーンホール会議室で「何でも相談会」を開催し、10名から相談が寄せられました。

相談に先立って、板橋区役所前駅及び大山駅南口で相談会開催の宣伝を行いました。

相談会は、これまで主に室内での開催でしたが、気軽に来れる環境を整えようと、寒い中、通行する人にも目立つようにテントを張って、新調した幟なども用意して相談会場を設けました。

法律相談は城北法律事務所、生活相談は日本共産



党区議団と板橋生活と健康を守る会、税金の相談は年金者組合、住宅問題は東京土建板橋支部、健康相談は健康文化会、労働相談は板橋区労連と年金者組合の相談員がそれぞれ対応しました。

労働相談の男性は、「営業職で20年勤め、業績を上げ会社に貢献してきた者を高齢という理由であっさり雇止めにするとは…とても悔しい。労働組合はないけど、たたかうにはどうすれば」という内容で、個人加盟の労働組合を紹介しました。

シルバー人材センターで働く高齢の女性からは、「無年金なので生活保護を受けるにはどうしたら」という相談があり、生活保護の受給要件などを説明するとともに、都営住宅の「家賃減免制度の利用」について案内し、後日、生活と健康を守る会から訪問することとしました。

離婚した娘のローン支払い、UR住宅の高家賃、都営住宅の入居条件、家屋修繕、国保加入などの相談があり、「どこに相談に行ったらいいのかわからない時にこの相談会の案内があった。気軽に相談できて少し安心しました」との感想が寄せられました。

<板橋社保協ニュースNo. 2より>